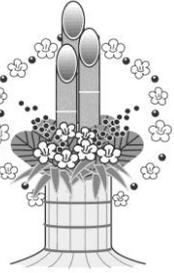


新年おめでとうございます。フレッシュな気持ちで、良いスタートが切れましたか？寒い日が続きますが、笑顔で元気に乗り切りましょう！

## 本格的なシーズンを迎えます



12月は『感染性胃腸炎』が全国的に流行し、我孫子中でも20人近くが出席停止となりました。また、市内の学校では『インフルエンザ』も発生しています。昨年度(平成23年度)の我孫子中のインフルエンザによる出席停止者数は214人ですが、受験を控えた3年生のインフルエンザが少なかったのはさすがでした。一人ひとりが心がけて予防しましょう。

- ☆石けんによる手洗い ←『インフルエンザ』も『感染性胃腸炎』も最も重要なのは手からの感染予防です
- ☆人ごみを避ける(不必要な外出をしない)
- ☆十分な睡眠と栄養で免疫力アップ!(疲れをためない)
- ☆換気と加湿(50%以上)を心がける
- ☆症状のある人はマスクの着用をお願いします



### <お願い>

①『感染性胃腸炎』の予防警報が千葉県で発令されています。下痢・おう吐・吐き気などの症状があるときは必ず受診をし、「人にうつる病気であるか」「いつから学校へ行ってもよいのか」を確認してください。感染性胃腸炎も出席停止となります(欠席扱いになりません)。

②『インフルエンザ』は出席停止が必要な感染症です。37.5℃以上の熱が出た場合は必ず病院で受診し、診断を受けた場合は学校へお知らせください。



出席停止期間⇒「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日を経過」するまで

\*「発症した後5日」とは、発症した日を0日目とし、翌日を1日目として数える。

\*「解熱した後2日」とは、解熱した次の日を解熱後1日目として数える。

	発症日 (0日目)	発症後 1日	発症後 2日	発症後 3日	発症後 4日	発症後 5日	発症した後5日を経過							
							発症後6日	発症後7日	発症後8日					
例1 発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱した後2日を経過 <small>昨年まで登校可→今年度より不可</small>			出席停止 / 登校可						
例2 発症後2日目に解熱した場合	発熱		解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱した後2日を経過 <small>今年度より登校不可</small>			出席停止 / 登校可					
例3 発症後3日目に解熱した場合	発熱			解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱した後2日を経過			出席停止 / 登校可				
例4 発症後4日目に解熱した場合	発熱				解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱した後2日を経過			出席停止 / 登校可			
例5 発症後5日目に解熱した場合	発熱					解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱した後2日を経過			出席停止 / 登校可		

\* その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます

## 重要

# 『我孫子市子ども医療費助成』と

～保護者の皆様へ～

## 『日本スポーツ振興センター災害共済給付』について

我孫子市では12月より『子ども医療費助成受給券』の対象が中学3年生までに拡大することとなり、各家庭で申請されていることと思います。

### <子ども医療費助成の内容（中学生）>

\* 詳細は子ども支援課にお尋ねください

自己負担額	通院 1 回 200 円・保険調剤無料・入院 1 回 200 円
これまで	受診後、子ども支援課に領収書を持って行き、手続きを行うと医療費が償還払いされる
12 月から	受診の際に「受給券」を見せると、その場で支払うのは 200 円のみとなる

### <日本スポーツ振興センター災害共済給付について>

年度初めに家庭と市が掛金を支払い、医療費の共済給付を受ける制度です。学校管理下のケガ等で医療機関を受診して窓口負担額が 1,500 円を超えたものが対象となります。窓口負担額は総医療費の 3 割分ですが、給付金は 1 割分を上乗せした 4 割分となります。

**手続きの流れ** 医療機関で書類を記入 → 学校から申請 → 各家庭の口座に振り込み  
↳ 保健室で必要な書類をお渡ししています

☆子ども医療費助成制度より優先適用されます。

**注意！**：学校管理下でのケガ等により、『日本スポーツ振興センターの災害共済給付』の対象となる場合（窓口負担額 1,500 円以上）は、『子ども医療費助成受給券』を使用することはできません。

受給券を使用してしまったら…

『日本スポーツ振興センター災害共済給付金』の中から、我孫子市に差額を返還して頂くこととなり、子ども支援課と教育委員会で調整を行います。これまでに学校管理下のケガで受給券を使用して受診されている場合は、保健室までお知らせください。

『日本スポーツ振興センター』の対象は 1,500 円以上ですが、初診時の金額が 1,500 円以上に満たない場合でも、再診して最終的に 1,500 円を超える可能性があるため、市では受給券を使用しないことをお勧めしています。最終的に 1,500 円に満たなかった場合は、子ども支援課で手続きをすると償還払いを受けることができます。

### お願い

学校や部活動でケガをして病院で受診した際は『日本スポーツ振興センター災害共済給付』の申請をしますので、『受給券』を使わずに支払いをし、担任または部活動顧問にお知らせください。ご不明な点がございましたら保健室にお問い合わせください。